

中國現代文學にみる民國時期の蓄妾制

白水紀子

(一) はじめに

社會主義中國以前の中國は基本的に一夫一妻多妾制であつた。民國時期においても、妾は「その家長とは法律上の婚姻關係はないが、事實上は家族の一員として認められ、その家長は扶養の責を負い、家長亡きあとは(中略)その後嗣が扶養の義務を負う」(大理院判決例三年上字第一〇七八號¹⁾)と、宗族への所屬關係は否定されたものの、事實上の家族身分は認められていた。そして大理院は暫行刑律(一九二一年)の「重婚罪」について、妾は正式の妻ではないため蓄妾は重婚罪にあたらぬ、と重ねて蓄妾が合法であることを確認したのである。その後、一九三一年の中華民國民法で妾の條項が消え、妾を配偶者とみることはなくなつたが、蓄妾を禁止しているわけではなかつたため、現實には一夫一妻多妾制は、一九五〇年の婚姻法(第一章原則第二條)によつて蓄妾の禁止が明文化されるまで續いたと考へてよい。

中國に蓄妾制が存續してきた理由には中國の婚姻・家族制度がまず挙げられ、蓄妾制は祭祀を繼承すべき男系子孫の斷絶を防ぐために不可欠であると考えられてきた。日本のように男系の血を繼ぐことよりも家名や家業を繼ぐことを第一義とする家制度では、相應しい男子が

ない場合には、妾を置かずとも婿養子や養子縁組などで家の存續をはかることができたが、男系の血すじを重んじ、「異姓不養」を原理とする中國では、「正妻に繼嗣が生まれぬ場合には同宗の中から嗣子を立てるか、あるいは妾を置くこと」でその解決がはかられたのである。中國の蓄妾制批判が單なる風紀の問題としてではなく常に家の問題と關連づけて論じられてきた理由はここにある。そしてさらに中國に蓄妾制が存続した背景として、夫が家を離れて働きに出て妻は同行せず子とともに家で父母に孝養を盡くすのが第一に考へられ、その結果、夫婦別居の形を取ることが多かつたこと、また中國では明清以來離婚を慣習的に避ける氣風が強かつたために、舊式結婚により親が決めた相手に不満な場合でも關係を解消することは事實上不可能に近かつたことなども中國の蓄妾制が長いあいだ道德的非難を受けることなく存續してきた理由とされてきた。

しかしながら、蓄妾制をどのように正當化しようとも、近代の多くの論者が指摘しているように、その實態は、疑いもなく、男性の性的欲望を満足させるため、また權力や富の象徴として階級的優越を誇示するためのものであつた。一人の男性に複数の女性を配置して女性間の競争を助長させる蓄妾制は、男性の地位を過剰に高め、反對に女性

たちの地位を不當に引き下げる構造をもっており、女性の價値が一人の男性の性的嗜好によつて一方的に決定されるセクシズムの典型として、中國の家長制研究には避けられない今日の檢討課題でもある。

本稿は、有史以來綿々と續いてきた蓄妾制の最後の時期にあたる民國時期（一九一二—一九四九）を對象に、文學作品を通して正妻と妾をとりまく狀況を考察し、民國時期の家長制下における女性抑壓の實態の一端を明らかにしようとするものである。

なお、本稿では文學作品を社會學的調査資料の不足を補う「資料」として、つまり當時の人々の慣習的行動や人間關係が描かれた「資料」として使用したために、作品全體に關する言及は少なく、引用も断片的である。

（二）正妻と妾（たち）の身分差

一つの家の中における妾の數や境遇などは、男性側の經濟的状況だけでなく、時代や地域によつても大きな差があるが、妻妾の地位の差は時代が古いほど大きく、「上代において、妾とは一般に女奴を意味する言葉であつた」といわれている。言い換えれば近代になつてきたが、妻と妾は質的に異なる身分であるという原理は貫きながらも、實際の日常生活において、兩者の身分差は縮小してきたと考えられている。

かつての中國における妾の地位の低さを知る恰好のテキストに『紅樓夢』がある。それには、妾の手當てが女中の二倍程度で、妾の身分が女中よりほんの少し上にすぎなかつたことや、夫が家の使用人に手をつけ後にそれを妾にする話、褒美がわりに叔父の妾をもらう話など、妾の身分が極めて低かつたことを具體的に知ることができる。ま

た、妻の妾に對する支配力の強さを知る例としては王熙鳳に注目すればよい。彼女は、夫がひそかに女を圍つたと知ると（このような情婦を圍う行爲は制度によらない闇の情交關係として厳しく指彈され、妾とは區別された）、手元においてじつくりいびりぬくためにその女を妾として正式に屋敷に入れ、賢夫人らしくふるまいながらその女を自殺に追いやつてしまふのである。また『金瓶梅』では、西門慶が死ぬと、妻吳月娘は妾の潘金蓮を賣り飛ばし、他の妾たちも再嫁させている。これは、夫の死後、男子のない妾は「妻の監督を受け、妻は妾を扶養する義務を負う」とあるように、夫に代位する妻に權利が移つたため、妾が若い場合には再嫁させたり、賣り飛ばしたり、實際には正妻の思うままであつた。だが一方で、妾の存在は常に正妻にとつて自身の身分と地位の安定を脅かすものであつたため、妻のほうから自分に從順な妾（よく自身の下女がそれに選ばれた）を積極的に夫にあてがい、あくまでも正妻としての優位を誇示する方法もよくとられた。これは民國時期にはいつつてからも廣くおこなわれ、たとえば曹禺『北京人』（四）には、夫が好意を抱いている女性を夫の妾にしようとして畫策する妻が登場する。曾家の嫁である思懿はこの家を一人で支配する氣性の激しい女性で、彼女は、同居して舅の世話をしている舅の嫡姪女（舅の妻の姉妹の娘）と夫との間に戀愛感情があるのを敏感に見てとると、先手をうつて彼女を妾として夫にあてがおうとする。舅の姪であれば手の下しようがないが、夫の妾にすれば、彼女を完全に自分の支配下におくことができると考えたからである。

また夫が正妻の同意を得ずに妾を家に入れた場合、正妻は夫の權力の代行者として、夫の不在中に妾を虐待することも可能だつた。まして、夫の私的情交の相手である情婦に對してはなおさらであつた。

梅娘の母は、父孫志遠の情婦であつた。彼女の父親は、貧しい家の出だつたが、長春の鎮守吏に才能を認められて、のちに當地で指折りの實業家となつた人である。彼は鎮守吏の娘と意に沿わない結婚をしたために、妻に隠れて梅娘の母を愛し、梅娘が生まれると長春の家に二人を呼び寄せたのだが、正妻は梅娘の母を妾として正式に家に入れることを拒否した。そして夫が留守の間に梅娘の母を家から追い出し自殺に追い込んだといわれている。

こうした正妻と妾の身分の違いを示す例としては、ほかに納妾の儀式がある。四〇年代前半、廣東に滞在していた香坂順一氏によると、「不思議なことは、興入れの用意萬端はすべて正妻が擔當するのである。」正妻は正廳の上座に控えている。(中略)妾は正妻の下に跪く。正妻は徐ろに妾に名を與え、次に銀製の「花管」を頭に挿してやる。「花管」を使用するのは「管」の意義即ち『監督する』の意を示したものである。「これが終わると語氣を勵まして歌謠式の罵語を滔々とまくし立てる。『子供を生まなければ婢にする』お前は妾なのだから美味しいものを食べたいとか良いものを着たいとかの氣持ちを出すな」とか、相當に苛い言葉を使うらしいが、妾は一言も發せずじつときいて居らねばならない」といふものだつた。この納妾の儀式は、正妻が妾との身分の違いを正式に確認するためのものであつたことは明白であり、それは妾にとつても社會からの承認を受け、相應の身分を保證される大事な手續きであつた。

だが香坂氏によると、當時こうした儀式をするのは男子が生まれなために妾を納れる場合に限られるらしく、一般に民國時期には納妾の儀式はますます簡略化され、省略されるようになつたといわれている。この變化は正妻が妾に對して身分的優位を最初に示す場を失うこ

とを意味し、また正妻と妾の身分關係がうやむやになつていった、その一つの原因あるいは結果として注目されるが、その背景には、次章で述べるように、妾の「値段」の下落と蓄妾層の下層への擴大という、民國時期の社會的經濟的變化が考えられるのである。

(三) 「爲奴隸的母親」——妾の値段——

民國時期の妾の數に關する正確な統計はないが、一般に中國の南方に妾は多いと言われており、たとえば三〇年代初めの廣東河南地區の例でみると、家數三二〇〇に對し妾數一〇七〇、つまり三軒に一人の割合で妾がいたことが報告されている。さらにオルカ・ラングが一九三五―三七年にかけて調査した結果によると、中國の近代化した都會において實際に家庭内に妾がいると答えた大學生および高校生は、當然その家庭の經濟狀況と關係してくるが、およそ一一―一五パーセントであり、また妾を持つ大學卒業者の場合、新しい教育を受けた人とそうでない人の間に大した差はみられず、それぞれ一〇および一六パーセントに妾がいた、と報告されている。その共通の原因としてラングはまず家系の存續をあげるが、新しい教育を受けた人たちが妾をおく二番目の理由として、舊式結婚を強要された「新しい」男たちが離婚の面倒を避けて別に新しくパートナーをみつけたためである、と指摘している。つまり、親の決めた結婚を餘儀なくされた男性たちが、田舎に妻を残して新たに自分で「妻」を選択した場合を言つていゝのだが、ラングは上の數字の一〇パーセントには、この戀愛によつて結ばれた「妻」たち(法的には妾であつた)が含まれており、實際には時代の流れとともに妾を持つ男性は減少しつつあると分析している。

一方中國北方の農村では妾の数は極めて少なく、四〇年代初頭の調査記録である『中國農村慣行調査』によれば、妾のいる家は一つの村に一〜五戸、全體の一〜二パーセントにすぎない(III—一〇七頁、IV—七八頁)。だが、蓄妾に對する意識は依然として肯定的で、調査を受けた農民のうち殆どが、妾をおかないのはただ金がないからだと答えている(たとえばIII—一〇頁)。

では、妾をもつ者は、妾に贅澤な生活をさせることのできる經濟的に餘裕のある階層の男性に限られるかといえ、實態はやや複雑である。まずは妾の「値段」から把握しておこう。それは買手の經濟力と妾の側の「商品價值」により、上限は全く個別的に見ざるを得ないだろうが、かなり低めに見積もつた場合では幾らくらいだったのだろうか。

未婚女性の場合、臺灣の謝雪紅『我的半生記』によれば、彼女は一二才の時に一六〇元で童養媳に賣られ(一三年)、三二〇元で妾に身請けされている(一八年)。また一九二二年の新聞には、婢女を三〇元で妾に買い取つたが逃げられて裁判に訴えたニュースが載っている。さらにさきの『中國農村慣行調査』の河北省順義縣の聞き取り調査では四〇〇〜五〇〇元(一—二五〇頁、二六七頁)という回答を得ている。當時は物價の上昇によつて結婚費用が一・五倍になつたと語られているので、この金額は二〇〜三〇年代の三〇〇元にほぼ近い。また小説においては、老舍「老張的哲學」(二六)では、吝嗇家で名高い老張が妾二人を五〇〇元で買い、茅盾「小巫」(三二)の妾として買われた菱姐はデパートの賣り子をしていた一五、六歳の娘で、披露の儀式などは行われず、その彼女の値段は三〇〇元であつた。一方、既婚あるいは結婚歴のある女性を妾に買う場合、小説「爲奴隸的母

親」(三〇)では三〇歳前後の夫妻を一五〇元〜二〇〇元で買う話があり(實現せず)、『中國農村慣行調査』では、山東省歷城縣のある農民は三〇年代初めに、女を賣り歩いていた男から結婚歴のある二四歳の女を二〇〇元で買い(IV—一六頁)、また四〇年代初めには仲介人に頼んで他縣から妾を連れてきて貰い、妾の實家と仲介人にそれぞれ一〇〇元ずつ支払つている。(ただしこのケースは妾の年齢や結婚歴など不明なので参考資料にとどめる)(IV—六六)。また、河北省樂城縣の農民は妾だつた一八歳の女を一〇〇元で買つている。この場合は妾の父親から直接買つているので仲介料が含まれておらずやや割安である(III—一〇七、一四二頁)。つまり時代や地域の差はあるだろうが、民國時期の妾の値段は、およそ三〇〇元程度、結婚の経験がある女性の場合はその半分、もと妾であればさらに値段が安かつたと推定される。當時の女性の労働収入は、たとえば女傭や乳母が一月三元前後、女工(熟練工)の場合はよくて一〇元前後、女性の労働單價は極めて安く、貧しい娘の家庭では三〇〇元は大金であつた。だが貧富の格差の激しかった當時、買う側にとつては、たとえば茅盾『子夜』(三三)に登場する、投機に失敗して破滅する馮雲卿の場合、上海の屋敷での月々の生活費が一〇〇〇元、娘が二〜三日遊ぶためにせびつた小遣いが一〇〇元である。彼ら上流階級の者からすれば妾は格安の「商品」であり、その氣になれば月に二〜三〇〇元の収入がある者でも「買える値段」になつていたのである。

かつては妾の數や妾を納れる男性の身分には制約があり、たとえば明代には庶民に對して「四〇歳以上で子なき者に限る」という制限が加えられ、違反者に對する罰則も明記されていたが、この條項にはほとんど實効性がなく、清代以降ついにこうした制約も撤廢されて放任

主義がとられるようになる、蓄妾の風習はますます盛んになったといわれている。恐らく民國時期はさらに、以下に記す妾の形態の多様化と妾の値段の下落によつて、蓄妾層が下層へと急速に拡大していったと推測される。

民國時期の文學作品で妾を扱つたものでは、すでにふれた柔石「爲奴隸的母親」がよく知られている。これは妻を妾として一定期間貸し出し、その相手の子を生ませる「典妻」の話であり、この間に生まれた子はすべて主人のものになった。妾の變形であるこの「典妻」の風習は、浙江、安徽、福建、湖南など主として中國の南方で行われた、農村の貧困が生んだ女性抑壓の典型であり、妾の値段を下落させた原因の一つにあげられる。『近代中國婦女生活』によると、「典妻」の風習はすでに宋元の時代にみられ、清の時代まで歴代にわたり禁止の令が出されていたが、民國時期にはそのような禁令はみられないという。そもそも民國時期に施行された新舊民法の適用地域には限界があり空文に等しかったとさえいわれており、かりに妻がその夫に不貞を強要された場合、妻自身が訴え出ない限り夫や仲介者が罰せられることはなく、実際にはまったく野放しの状態だったのである。

「典妻」はもともと妻を擔保に無利子で金を借り、元金を返済することと妻を請け出すことを指していたが、時に元金を返さなくてもよい場合もあり、妻の賃貸借を指す「租妻」と混同して用いられている。「典妻」(あるいは「租妻」)の値段は、未婚女性を妾として買い取るよりも安く、「爲奴隸的母親」(江南、三〇)では三年の期限で一〇〇元、許傑「賭徒吉順」(北京、二六)では數年の期限で八〇元、含沙「租妻」(江南、三六)では期限が半年で借金約一〇〇元(原文一〇〇多吊)が帳消しになつている。また、一九二九年から三二年まで大阪毎

日特派員として上海に滞在した日本人記者によると、浙江省金華一帯の「租妻」の値段は、期限一年で三〇〇〜一〇〇元が相場であつたとレポートされている。

このような人妻を妾として一定期間借り受ける男性には、正式に妻を迎える經濟力のない下流層の未婚の男性の場合と、妻に男子が生まれない中上流層の既婚男性の場合があり、後者は同時に復數の女性を借り受けることもあつたらしい。そしてこの「典妻」「租妻」の風習は、本稿のテーマに則して述べれば、正妻と妾の身分差が縮まつてきた民國時期には男性だけでなく、妾の存在に常に脅威を感じていた正妻にも歓迎されただろうと考えられる。家のために男子を生み年期が過ぎれば家から去つて行くこの「典妻」の風習は、彼女たちにとつてこれほど都合のよいものはなかつたからである。

一方、下流層にこのような風習が廣まつた理由としては、莫大な結婚費用が擧げられる。中國の結婚は登記婚ではなく儀式婚であつたため、結納金(聘金)や煩雜な儀式にかかる莫大な費用が人々の經濟を壓迫し、妻の病死などで二度三度と結婚した農民が一生借金地獄に落ちた例は數多い。一般の結婚費用は、老舎「柳家大院」(二三三)に描かれる當時の北京の下層民の場合、結納金は一〇〇元(儀式に要する費用は含まれていない)、この金額は彼らにとつては借金をして工面するほどの大金であつた。そして羅洪「稻穗還在田裏的時候」(三五五)の江南の農民の場合も結婚のために二〇〇元を借金している。『中國農村慣行調査』でも、人に笑われないようにするには三〇〇元は必要だと答える農民が多い。またやや裕福な層の場合、二六年ころの浙江・寧海一帯では結納金は數十元から數百元まで幅があるが、六禮の儀式をきちんとやれば、その費用は全部で八〇〇〜一〇〇〇元にのぼ

ると報告されている。そのため三〇年代初めに深刻化した農村經濟の破綻によつて、貧困層の男性で結婚できたのは一〇パーセントだったという報告もある。童養媳（幼ければ數元で買えた）や妾の一形態である「典妻」などの風習の廣がりはこのような中國の嚴しい現實を反映したものであつた。

柔石「爲奴隸的母親」の話に入ろう。

五〇歳近い男（秀才）の妻は男子を生んだ經驗があつたが、その子を滿一歳の誕生日を迎える前に病氣で亡くしてのちは子供ができなかつた。秀才は本來妾を買いたかつたのだが、妻が許さなかつたため、やむを得ず一〇〇元出して、年期を三年、それでも子供ができなければ五年の約束で女を借りてきて子供を生ませることになつた。沈婆さんの仲介で、秀才の家に入つた女は、優しい主人にほつとするが、目つきは陰險な女主人の監視のもとで下女同然の生活を送つた。のちに、男の子（秋實）を生み、主人にますます氣に入られるが、女主人は彼女を正式に妾として家に入れたがる夫の要望を退け、三年の年期があけると女は子供を残して夫のもとに返されてしまふ。

男子のない妻は、そのことが離婚條件（七出）の第一にあげられるほど家族や社會から非難されていたために、秀才が妾を納れようとした時、妻はこれに反對できない弱い立場にあつた。しかし彼女は「妻の權威」を楯に出来る限りの抵抗を試みたのである。この物語は正式の妾を納れる話ではないが、正妻が家庭内での自らの地位を必死になつて守ろうとする姿は同じであらう。以下の引用は三年の年期が終わりに近づいた頃の夫婦の會話である。

秀才は、子どもかわいさの故に、眞つ先に正夫人に向かつていいだした。あと百元出して、彼女を永久に買ひとりたいと思つたの

だ。しかし正夫人の返事は、「あなたがあれを買ひとりたなら、その前にわたしに藥を盛つてください！」だつた。秀才は、そのことばを聞くや腹を立て、鼻の穴をふくらました。長いあいだ口もきかなかつた。それから、彼は逆に笑顏を作つていった。

「おまえ考えてもごらん、子どもに母親がなくては」
正夫人は、突きさすようにあざ笑つた。

「わたしがあれの母親になれないつておつしやるの？」

（中略）その後秀才は、計畫の方をいくらか改めた。沈婆さんと呼び寄せ、母親の前夫のところへやつて、三〇元多くとも五〇元どまり加えれば、妻をひきつづきあと三年ここへおいておく氣はないか、と尋ねさせようというのだ。秀才は正夫人にいつた。

「秋實が五つになつたら、母親から離してもよからう」

「あれの家には前の子だつてゐるんですよ。あなたもあれをだしてやつて、正式の夫といつしよにさせてやらなけりやいけませんよ」

秀才は頭を垂れ、ぶつぶついい續けた。

「おまえ、秋實は二つでもう母親をなくしてしまふのだよ……」

（中略）「この子はわたしが生んでもらつたのです。秋實はわたしの子です。わたしに息子が生まれなかつたことは、確かにあなたの家の跡継ぎを生めなかつたことですから、わたしはずつとあなたの家で暮らす身です。わたしとあの女と、位牌が二つ並ぶなんて、わたしはいやですよ！」

妻の最後の言葉について少し補足すると、滋賀氏は「妾はその子個人によつて一代限り祭られるに過ぎず、族の公の祭祀の對象とはならないものとせられる。後世においても、夫と並んで位牌に記入され祀

堂に納められるのは、正妻のみであることが報告されている」として他の研究者の報告を参考例にあげているが、妾のなかでも跡継ぎを生んだ妾（妾母）に關しては、最近の議論では宋代の皇室の例ではあるが、妾母の位牌が正妻とともに並べられ祭られた事例が報告されている。上の小説「爲奴隸的母親」の最後の引用部分も、當時この地方では死後に妾母の位牌が正妻の位牌の隣に並べておかれることがあったことを示しており、これは、不正規な家族員として本来宗族の外に置かれていた妾が跡継ぎの生母となることによつて宗族に組み込まれることを社會が許容していることを意味する。分家の際の財産分與においては子どもは嫡子庶子の別なく兄弟間で均等に分けられるのが一般的だったから、法の保護を殆ど受けられなかつた妾にとつては男子の有無は彼女自身の生活を保證する一大事であつた。とくに繼嗣を生んだ妾は家族の中で相應の地位を得ることができたことを、この位牌の例は示している。

また作品中、「秋實はわたしの子です」という言葉は、「妾自身の子に對してさへも、第一次的に親權を有するのは妻（嫡母）であつて實母（妾）ではなく」とあるように、法的には妾の子は男子に限らずすべて正妻の子として扱われていたためである。正妻はその子の躰けから教育、未成年の間はその子の財産の管理まで嫡子と同じように行う義務と權利を有しており、秀才の妻の言葉はこのことを強調しているのである。秀才の妻が秋實に自分のことを「お母さん」（媽媽）と呼ぶせ、生みの母親を「おばさん」（嬭嬭）としか呼ばせなかつたのは、ただ女の年齢が明ければ元の家に歸つてしまうためにそう呼ばせていたのでなく、正妻に與えられた當然の權利だつたのである。

民國時期のように正妻と妾の身分差が縮まってくると、跡継ぎを生

んだ妾はなおさら正妻にとつて大きな脅威となる。秀才の妻が女を正妻の妾として家に納れることを頑に拒否し、三年で返してしまつたのはこうした時代の流れを反映したものであり、單なる女どうしの嫉妬でかたづけられない理由があつたのだ。

（四）正妻と妾の地位の逆転

——「寵妾滅妻」——

民國時期になり、かつてのような嚴格な上下關係が徐々に崩れ、正妻と妾（たち）の關係が姉妹の關係に譬えられるほど實質的に身分差が縮まってくると、正妻に與えられていた法的經濟的身分——「妻の權威」は形骸化し、正妻は形ばかりの妻の座におかれ、妾が實質上の權力を握るケースがこれまで以上に頻繁に起きただろうと推測される。

たとえば、郭沫若「黑猫」に登場する郭沫若の長兄の例をみてみよう。當時（一九二二年）成都で交通部長をしていた郭の長兄のもとに郷里で義父母に仕えていた妻が突然やつて來た時、彼にはすでに妾の李五太太がいた。「最初は上房下房の争ひだつた。大嫂は上房に住むという。ところがそれまで上房にすんでいた李五太太は容易にひかない。これには長兄も少なからず困惑した。しかしわが長兄はさすがに大政治家だ。私が次の日曜日に會に行つた時には、古い大嫂がもうちゃんと上房に住んでおり、新しい大嫂は下手の耳房に移つていた」という。上房（正房）は夫婦や娘などが住む所であつたから、大嫂は正妻としての地位をまず部屋割において誇示したのであるが、妾が當

初部屋を移るのを拒んだ事自體、正妻の權威がかなり低下していたことを示している。

以下、二人の女性作家——凌叔華と楊剛の作品を例にとりあげ、民國時期の妾と正妻をとりまく状況を概観してみたい。凌叔華の父はかつて直隸布政使をつとめたことのある高級官僚で五人の妾を持ち、彼の母は四姨太（第四夫人）であつた。良家の出である彼女の母は、病弱だつた正妻の強い希望で凌家に嫁いできたのだが、興入れ後まもなくして、正妻も知らぬ間に關係が出来て来た三姨太が凌家に入り、この前にも二姨太（死亡）がいたことがわかると、はじめて自分が四番目の「妻」であることを知る。興入れ前の約束であつた正妻なきあと扶正する（正妻に引き上げる）話はやむやにされたまま、三姨太が男子を出産すると、女の子ばかり四人（凌叔華はその三女）を生んだ彼女の母はますます立場が弱くなつていつたのである。

また、楊剛の母は正妻であり男子も生んでいたが、楊剛の父は任地へは妾を連れて移動したため、男子を生んだ妾は楊剛の母に對して優越を誇るようになり、楊剛の母は故郷の楊家で大勢の親戚たちと身勝手なところで父に買いとられた女性で、その氣性の激しさを伝えるエピソードとして、楊剛の父が彼女の婢女に手を出して妊娠させたこととこの婢女を存分に殴打したあと賣り飛ばし、お腹の子供も闇に葬つてしまつたという話がある。楊剛は九歳の時に實母の元を離れ、その後一〇年間を家塾で勉強するために妾およびその異母兄弟たちと一緒に暮らした體験をもつている。凌叔華も楊剛も幼い時から實母の悲しみを知り、妾と正妻の争いを目にして育つたのである。一つの家の中にこのような不正規な女性（たち）がいることは、正妻と妾との間の

いさかひだけでなく、その子供たちも巻き込んでさまざまな問題を引き起こし、複雑な家族關係を作るものになつてゐる。

凌叔華「八月節」（三七）は、女たちの中でただ一人男子を生んだ三姨太がわがもの顔に振る舞う姿を描いた自傳的要素の強い短編で、三姨太の下女が主人公の少女（四姨太の娘）と五姨太の一人娘を肯める話を通して、妾たちの力關係がその子供たちやそれぞれの召使いの間にまで影をおとしてゐる現實を淡々と描いてゐる。

次の引用は、張媽と吳媽の二人の召使いが正妻の亡くなる前後の様子を語る場面である。妓女あがりの三姨太は男子を生むと主人の寵愛を楯に平氣で正夫人をないがしろにするようになり、正夫人はよく陰で腹を立てては涙してゐたという。正夫人付きの召使いだつた張媽はこのことを思い出す度に怒りがこみ上げてくるのだつた。

「お亡くなりになつたあの年、それはもうさらに精進し念佛を唱えておられた。善行のためなら何にでも惜しまずお金をお出しになつてね。でも残念なことに息子が授かるようになら願つても思うようにはいかなかつた。きつと運命なんだろうね。ほんとに、一生善行を積まれても、見取つてくれる息子を一人も作らなかつたのだから。その上また三姨太にいいようにあしらわれ、それでもなおあの人の息子を借りて葬式の旗をもつてもらわねばならなかつたものねえ」

「何が借りの借りないさ、あの方は正夫人だよ！きまりからいえば、王のご隠居さまのお宅のように、妾は普段はご隠居様と同じテーブルで食事なんてできないし、子供が生まれたら正夫人を母さん（媽媽）と呼ばせ、本當の母親にはおばさん（姨娘）と呼ばねばならないのに」

(中略)「そうだねえ、あのお宅のようであつてこそ本當の名のある家と言えるだろうね。このように『三國演義』をやっているような家じゃあねえ」

つまり、この家の妻たちが同じ町の王家のように舊來の規範を守つておらず、妻が自分の子をしまたりどおり正妻に任せなかつたこと、また正妻と男子を生んだ妾の間で力關係が逆轉し、いざこざが絶えなかつたことを召使たちは語っているのである。この正妻と妾の身分差の縮小を示す別の例としては、凌叔華の自傳的作品集『古韻』(五三三)に收められた「陰謀」がある。そこには、一番上の姉(恐らく正妻の娘)が夫(二五歳)とその妾二人とともに里歸りしてきた時、妾たちにやさしい姉を主人公の母が褒めると、「姑はいつも私があの子たちをかわいがりすぎると言うのですよ。『あなたは彼女たちによくすぎます。彼女たちはあなたと同じだと思つてしまいますよ。よく覚えておきなさい、妻と妾は何といつても違うということをね』ですつて。でも私は氣にしませんわ、と答えましたの」と語る場面があり、この言葉なども妾と正妻の身分を厳しく分けていたこれまでの慣習が少しづつ崩れ始めたことを示している。その場合、關係が旨くいけば姉妹のようであつたが(現實には極めて少なかつた)、その反對の場合には家庭内における主導權争いが表面化し、凌叔華の母たちのようにトラブルが日常のおこつていたのである。

明清時期の妾の地位や身分を考察した最近の研究論文によれば、妾の間でもその出身によつて身分の違いがあり、たとえば良家出身のもの、娼妓出身のもの、また使用人から妾になつた者との間では身分差が認められるというが、「八月節」などでは良家出身の主人公の母と妓樓から身請けされた三姨太や六姨太の間で身分的な差はみられない。

い。民國時期は正妻と妾の身分差だけでなく、恐らく妾たちの出身による身分差も同じように縮まつていたのではないかと考えられる。

おなじく凌叔華「一件喜事」(三六)は、父が六姨太を家に納れる「喜びの日」の出来事が「八月節」と同じ少女の目を通して描かれている。この納妾の儀式は父方の叔母も出席して形式どおりに進められ、屋敷に爆竹が鳴り響き、まるでお正月のようであつた。全員が晴れ着を来て新しい妾を迎え、新しい妾の挨拶が一通り終わると、最後に妾たちがつぎつぎに主人の前に跪き笑顔で祝いの言葉を述べるのである。だがひとり五姨太だけはシヨックを隠しきれず、その夜そつと少女に「死にたい」と呟く。少女には五姨太の涙の意味がまだ理解できなかつたけれども、美しい五姨太の顔から笑顔が消えていたことを少女は朝出會つた時から氣づいていたのだつた。この作品は、優しかつ威嚴に満ちた父の妾とそれにひれ伏す母たちの姿を對照的に描くことで、蓄妾制という、一人の男をめぐる女たちの争いが男の地位を實際よりも數倍高く引き上げ、反對に女たち自身を限りなく貶めていくシステムを鮮やかに浮かびあがらせている。

後に五姨太は一人娘を生むが、夫の寵愛が六姨太に移り、娘を事故で亡くすと出家してしまう。凌叔華は聰明で畫が得意だつたために早くから父に可愛がられていたが、五姨太の出家を許した父を恨み、次第に父から遠ざかるようになったという。凌叔華は幼い少女の目を通して妾たちの不幸を描くことで父への直接的な批判を避けているが、それでも讀者には、母たちの不幸を作りだした根源である蓄妾制度に對する凌叔華の靜かな抗議を讀みとることが出来る。

一方、楊剛はその自傳小説「挑戰」(四四〜四八)で、彼女の才能を

認め期待を寄せてくれた父との關係を、「彼女の父親に對する感情は決して安定したものではなかつた。彼女は心の奥深くでぼんやりと、彼女が父を愛することは母を裏切り傷つけることを意味するのだと感じていた」と記して、實母が受けた悲しみをよく知っているがゆゑに、父を愛する自分の感情に不安を覚え、父の形象がばらばらになることがあつたと複雑な心情を吐露している。彼女の次の二作品にはともに妾のいる家庭で窮地に迫り込まれた正妻が登場する。

『愛香』(三五)は、女の子を續けて二人生んだ正妻が冷遇され、その正妻付きの下女である愛香まで衣食住すべてにわたつて差別され、いじめられ、とうとう發作的に正妻の娘を窒息死させてしまう話である。

愛香の女主人は名目は正夫人だつたが、實際にはその上に無数の厄介な敵がいた。北院の姨太太は、ご主人のお氣に入りだつた。同時にご隠居様——あの權威的な女當主は、姨太太が男の子を生むことができたので、彼女を家の福の神とみなしていた。そのため、正夫人と彼女に屬する全ての人々は、みな底邊の人間になつていた。彼女の子供たちは相應の世話を受けられず、彼女の下女はなおのこと何の保護もなかつた。

『金瓶梅』に登場する正妻の吳月娘には息子がなかつたが(西門慶の死んだ日に男子が誕生する)、それでも正妻の地位が脅かされることはなかつた。いつの時代にも妾が實質的に正妻を凌ぐ力を持つことはあつただろうが、中國の場合、正妻はたとえ夫の寵愛を失つても離縁されない限り、名目だけでも宗族に組み込まれた正規の家族員として正妻の地位と身分は保證されるのが「常態」だつた。しかし、「愛香」に登場する正妻はもはや正妻としての名目さえも失ひ、名實ともに妾

の下位に引きずり落とされているのである。

また中編小説「黃徽村的故事」(四一)⁵⁵は、子のない正妻が他人の赤子を買ひ取り、自分が生んだようにみせかける芝居を打つが、その嘘がばれると、精神的に追い詰められ、ついに妾やその息子を殺害してしまふという話である。物語は、昔であれば考えられないような行き違いから始まる。

戦火を逃れて田舎から母親と「妾」が一男一女を連れて疎開してきた。ところが、その男の屋敷にはすでにもう一人女性がいたのである。母親は「おまえ、いつ妾を納めたのだね、家に一言も知らせずに？」と問うが、その當の女性は自分こそ正妻であると主張する。

上京してきた「妾」が驚くのも無理はない。前妻が死んだ二年後に姑の前で扶正し、その後は正妻として田舎で姑に仕えてきたからである。しかしながら、氣性の激しい新しい「正妻」と優柔不斷な夫のため、結局彼女は妾として扱われ、その二人の子も正妻からいじめの限りを盡くされる。妾を正妻に引き上げる扶正は特別な披露が必要であつたが、恐らくこの場合には姑との口約束にすぎなかつたのだらう。しかしそれにしても、男が後妻を娶つた時、母親や妾に内緒しておくことなどかつてはあり得ないことであり、戦時中とはいへ母と息子、夫と妻の關係を規定していた慣習的秩序が大きく崩れ始めていくことが伺える。

さて、正妻の妾やその子どもたちに對するいじめが始まると、妾の息子は「母さん、泣かないで。僕が大きくなつたらすぐによくなるからね」と慰める。實は、まさにこの言葉こそ、正妻が最も恐れていたことだつた。物語の進行とともに正妻の異常なほどのいじめの動機が、自分に男子がないために、いずれは妾の天下となり、老後はその

息子に冷遇されるだろうことを恐れたからだということが分かつてくる。凌叔華の小説でもそうであったが、妻たちはもうかつてのように自分の子を正妻に「差し出す」ようなことはしなくなり、子どもを自分の一生を保證する身寄りとしてみるようになっていたのである。男子のいない正妻の不安は相當なものだった。

僞の男兒出産劇も失敗に終わり、心の平衡を失った正妻は妾とその息子そして傍で寝ていた姑の三人を殺害することで自分の生きる道を求めた。物語は特異な事件を取材したもののだが、この男子のない正妻が狂気に突き進んでいく様は、それが表面化して事件にならなくとも、他の多くの子のない妻たちの心の叫びを代辯しているように思われる。

このように凌叔華と楊剛は自らの體驗をもとに妾と正妻のおかれた現状を彼女たちの心の中まで踏み込んで描いたが、一方の老舎は「柳屯的」(三四)において妾の出現を「家族制度」の崩壊と結びつけて描いている。これは、地主である夏家の息子が跡継ぎが欲しくなり柳屯の女を妾に入れたために起こった騒動を描いた作品で、柳屯の女のでたらめぶりが戯畫化され誇張されて描かれている。夏夫人は息子一人と娘三人を生んでいたが、息子のほうは一〇才の時に亡くなっていた。妾は病弱な夏夫人と娘たちを母屋から追い出して西部屋に住ませ、さらに舅姑まで屋敷の裏の牛小屋に追い出すと、周りの者に自分のことを「若奥様」「二嫂」ではなく「奥様」「大嫂」と呼ばせてわがもの顔にふるまつたのである。老舎はこの作品において、妾の介入により夏家が崩壊していく様を社會通念も儒教的倫理規範もまつたく通用しない「力」の世界の中で描いている。柳屯の女の暴走を許しているのは、彼女の腕力であり、悪知恵の働く頭であり、彼女の言いなり

になる夫だったが、柳屯の女のような妾が現實に現れても決して不思議ではない方向へ社會がすでに動き出したことを、老舎は作家の確かな目で極めて豫言的に捉えているのである。

以上、いくつかの作品をとおして正妻と妾をとりまく状況を概観したが、ここで初歩的なまとめをすれば、民國時期の蓄妾制の特色として指摘される正妻と妾の身分差の縮小は、まずこれまで夫だけでなく正妻の厳しい監視下におかれてきた妾たちの相對的な地位の向上と、妾の實子に對する關係の強化をもたらしたと言うことができる。しかしながら、「女の戦い」に勝ち残ったごく少數の女たちを除けば、むしろ多くの妻たちが、三一年の民法改正によつて社會がこれまで彼女たちに約束してきた最低限の身分保證を失い、單なる私的情交の相手としてますます男性の身勝手に翻弄され(たとえば小説「小巫」など)、加えて經濟疲弊による妾の値段の下落および蓄妾層の下層への擴大によつて、彼女たちの境遇はさらに不安定で悲惨なものに變わつていったと推測される。また正妻においても、楊剛や凌叔華の小説に描かれるように、中國の家父長制のもとで正妻に與えられていた「妻の權威」の低下、妻の夫に對する發言力の低下を招いたと考えられる。つまり兩者の身分上のけじめがなくなつただけ争いは表面化し、正妻も妾も同一線上で主人の寵愛と男子出産の數を競う弱肉強食の世界へと追いこまれていったと言えるのである。これらの變化は、傳統的家族制度の崩壊にもなつて、この中に巧妙に組み込まれていた蓄妾制にも綻びが生じ始めたことを示しているが、見方をかえれば、以上のような現象は女性の男性に對する武裝解除を意味し、女性に對する性抑壓がますます露骨に、剥き出しの状態になつていったことを示している。

(一五) 民國時期の蓄妾制批判

——結びにかえて——

民國時期になると、舊式結婚に對する批判や戀愛・結婚の自由を求める聲がたかまり、それにつれて蓄妾制に對する意識や態度にも變化が見られるようになる。一九二七年、潘光旦が高校・大學生を中心とする青年男女——妾と身近に接する機會を多く持つ經濟的に比較的豊かな階層に屬する人々——に對して行つた蓄妾制に關する調査によれば、「どのような理由があろうとも妾を置くべきではない」に贊成が八割近くあり、この數字は妾をもつのが當たり前に思われてきた中國の長い歴史を思えば、確かに若い世代の意識の變化のあらわれとみてよいだろう。そして、前章でみたように、妾を取り巻く環境の變化やこのような蓄妾制に對する意識の變化を反映した文學作品も書かれるようになったのである。少なくとも清の沈復『浮生六記』のように、夫婦の細やかな愛情の交流の中に、妻が積極的に妾を探し、その妻の「思いやり」に夫が感謝するような場面が極めて自然に挿入されるようなことは、「五四」の新文化運動を経た作家たちの作品にはもう見られなくなるのである。

歐陽豫情の戯曲「潑婦」(二三)³³は、かつて女性解放の議論にも加わつたことのある夫が妾を家に納めたとき、この夫に離婚を要求し、さらに妾も解放して自立を支援しようとする新しい女性を描いた作品である。民國時期の文學作品のなかで、五四新文化運動のうねりを背景にしているからであろう、これほど單純明快に蓄妾制を批判したものはほかにない。歐陽豫情は、はやくも五四時期に考えられ得る最新

のパターンで蓄妾制に「ノン」を突きつけたのである。

謝冰瑩「離婚」(三六)³⁴は、妾を圍つた夫に離婚訴訟を起こした妻の苦悶を描いたもので、蓄妾制に正妻の側から、中國で初めてフェミニズムの思想で批判を試みた小説である。この小説の面白いところは、女性の側からの離婚請求が當時どれだけ大きな困難を伴うものであつたかを克明に描寫している點であろうが、本稿のテーマに則して述べれば、それは戀愛結婚によつて結ばれ新しい思想の持ち主だとはかり思つていた夫が、抗日戦争で前線に赴き、そこで妾を作つた時、夫婦が示した蓄妾に對する見解の違い、女性觀の違いである。夫は言う。「中國では、一人の男が二、三人妾を持つのはごく普通のことだろ、僕はまだ君と彼女の二人だけじゃないか、何をそう騒ぎたてるのだ。一番いいのは、君が彼女と協力して一緒に住むことだ。そうすれば、お金の節約にもなるし、面倒なことも省けて、どれだけいいかしないよ」と。だが、離婚訴訟の體驗を通して思想的にも成長した妻の言葉は、「私は抑壓されている女性たちのためにも恨みを晴らさねばならない。絶対に一夫多妻を許してはいけないのだ。私はこの不合理で、非人道的な、非法法の婚姻に反對する。(中略)私は人間、生命を持つた生きた人間だ、まさか一生を人形のまま送られようか。彼は自由を求め、人生の快樂を求めるところを知っている。それなら私は？まさか私には自由も人生の快樂も必要ないというのだろうか」と、蓄妾制を女性解放の視點で、女性の自己實現のあり方を追求する中で批判している。前近代的な女性觀を居丈高に押しつけてくる夫と、近代を突き抜け、現代に足を踏み入れた妻との間には氣が遠くなる程の女性觀の違いがある。二人の會話はかみ合う筈もなく、妻はとうとう一方的に離婚宣言を新聞に載せ、子供(一男一女)を手放すこ

となく夫との關係をたつことに成功する。中國數千年の歴史を持つ蕃妾制は、女性たちが起こした内部からの反抗によつて、ようやくその土臺に龜裂が生じ始めたのである。中國の蕃妾制は社會主義革命による傳統的家族制度の崩壊とともに妾を消したが、この制度を支えてきたセクシズムへの戦いは始まつたばかりである。

注

- (1) 滋賀秀三『中國家族法の原理』(創文社 六七—三初版 七六一—八二版) 五七〇頁注(二一)
- (2) 王世杰『中國妾制與法律』《現代評論》四〇九—(二六一—九)。
- (3) 滋賀秀三『中國家族法の原理』(前掲注①)第六章第一節「妾」の項目。引用は五五七頁。ほかに仁井田陞『中國法制史』(岩波書店 五二—六)二五九頁。妾に關しては以上の他に、施綺雲「關於吾國近代法制上の妾之研究」《社會科學論叢》第七輯(五〇)、南滿州鐵道株式會社庶務部調査課編『支那に於ける家族制度』(滿鐵調査資料第七三編 南滿州鐵道株式會社 二八一—二、趙鳳階『中國婦女在法律上之地位』(上海商務印書館 二八一—三初版、三四—五再版) 九二—九五頁、瞿同祖『社會學叢刊甲集第五種 中國法律與中國社會二冊』(商務印書館 四七—一)一〇〇—一〇四頁、などを參考にした。また、正妻の家庭内での位置づけについては、拙稿「中國の家長長制——民國時期の母の權威について」《中國——社會と文化》第一四號(九九—一〇)でふれたことがある。
- (4) 舒蕪『紅樓夢』里的妾媵制度『說夢錄』(上海古籍出版社 八二—九)。
- (5) 滋賀秀三『中國家族法の原理』(前掲注①)五六四頁。大理院判例十年上字第四四九號。

- (6) 曹禺『北京人』(四—一二)『曹禺選集』(人民文學出版社 七八—四)。
- (7) 張泉『梅娘：她的史境和她的作品』『梅娘小說散文集』(張泉編 北出版社 九七—九 六〇八—六〇九頁)。
- (8) 香坂順一『廣州の納妾』《民族臺灣》三二—一(四三—一一)。
- (9) 『經濟資料第二卷三號 支那の社會組織』(東亞經濟調查局經濟資料 二六一—三) 二六—二七頁。また、二三年當時潮州鳳凰村の調査では一八二戸のうち一四戸(七・七パーセント)に妾がいたと報告されていゝ(D. H. Kulp『Country Life in South China : The Sociology of families』Bureau of Publications Teachers College, Columbia University, 1925. P. 118.)。
- (10) O. ラング著 小川修譯『中國の家族と社會』II(岩波書店 五四—二) 三八—四九頁。
- (11) 『中國農村慣行調査』第一卷第六卷(岩波書店 七七—八三)。
- (12) 謝雪紅『我的半生記』(臺灣 楊克煌編・出版 九七—一二) 一一七頁。
- (13) 「一周間的婦女消息」《婦女評論》第四九期(二二—七—一二)。なお、『婦女評論』第一—一〇四期(二一—八—二二—一八)の『婦女生活調査』「社會調査」「一周間的婦女消息」欄などには、各地の女性の生活・労働狀況の調査報告が多數掲載されており、本稿ではそのうち第二、四二、四五、五二、五九、六三期を参照した。
- (14) 老舍『老張的哲學』《小說月報》一七—七—一二(二六—七—一二)。
- (15) 茅盾『小巫』《讀書雜誌》二二—六(三二—一六)『茅盾全集』第八卷(人民文學出版社 八五)。他に參考として、楊剛『恒秀外傳』の恒秀は結納金三〇〇吊で病氣持ちの地主の息子に嫁ぎ、一年足らずで夫が病死すると舅は彼女を三〇〇—四〇〇吊で賣りとばそうとした。『恒秀外傳』(文化出版社 四—)『楊剛文集』(人民文學出版社 八四—一七)。また、

楊絳「鬼」は七七〜八〇年にかけての創作であるが、時代背景は三二年、貞姑娘は三〇〇元で王家の妾になっている。『倒影集』（人民文學出版社 八二）『楊絳作品集』（中國社會科學出版社 九三—一〇）。

(16) 柔石「爲奴隸的母親」《萌芽》一〇三（三〇—三）『中國新文學大系小説集一九二七〜三七』（上海文藝出版社 八四—五）。引用に際しては、松井博光譯「奴隸となつた母親」『中國現代文學選集七』（平凡社 六二—九）を使用し、一部を直譯に改めた。

(17) 茅盾『子夜』（開明書店 三三—一）『茅盾全集』第三卷（人民文學出版社 八四）。

(18) 鄭永福・呂美頤『近代中國婦女生活』（河南人民出版社 九三—四）一六四〜一六八頁。ほかに、仁井田陞『中國の農村家族』（東京大學東洋文化研究所 五二—八）一九四〜一九六頁。なお、「典妻」「租妻」のほかには妻を他の男性の妻あるいは妾として賣る「賣妻」の風習もあった。その金額は、臺靜農「蚯蚓們」（《莽原》半月刊二二〇、二七一—一〇）『中國新文學大系』小説二集、上海良友圖書印刷公司、三六一—五では五歳の男の子と合わせて約四〇元（原文四〇串文、羅淑「生人妻」《文季月刊》三六一—九、『羅淑小説 生人妻』上海古籍出版社、九七一—一〇）では三〇元であった。賣値と買値の間には仲介料分の差があるため、賣られた妻の値段（買主が支払った額）は実際には夫が手にした額の數割増しと考えられる。一般に、人妻は未婚女性や過去に結婚歴のある女性（その當時は配偶者はいない）より安い場合が多いが、人妻の貸借である「典妻」と、人妻の賣却である「賣妻」ではどちらが高かつたのかについては、参考になる事例が少ないために推定できていない。本文で紹介した「爲奴隸的母親」のように一五〇〜二〇〇元で人妻を買い取るうとした事例もあり、上記の三〇〜四〇元の例とはかなりの差が認められるからである。今後の調査課題としたい。

なお、羅淑「生人妻」で仲介人が示した金額「三個指拇」（三本指）

を三〇〇元ではなく三〇元と讀む根據は、人妻は一般に未婚女性よりも安く賣られていたこと、さらに羅淑の同時期の小説「井工」や「賊」によると、當時の四川の男性労働者の月給は一〜三元であり、上海など沿海都市と比較してかなり低かつたこと、などによる。

(19) 許傑「賭徒吉順」《慘霧》（商務印書館 二六一—〇）。なお、貨幣の單位について補足すると、制錢一〇〇〇文＝一貫＝一吊＝一串は標準では一元（大洋、大銀元）に換算するが、実際には地域と時期によって變動があり、東北地方を除き多くは前者が一〜二割ほど安かつたようである。本稿ではその點を考慮して約と記した。

(20) 含沙『租妻』（上海金湯書店 三六一—一）。

(21) 澤村幸夫『支那現代婦人生活』（東亞研究會 三二—一〇）六四頁。

(22) 老舍「柳家大院」《大眾畫報》第一期（三三—一）『老舍文集』第八卷（人民文學出版社 八五—五）。

(23) 羅洪「稻穗還在田裏的時候」《腐風集》（未名書屋 三五—一〇）『薄暮的哀愁』（上海古籍出版社 九七—一〇）。

(24) 「我鄉婚俗」《婦女週刊》第七、九號（二六—五—二五、六—一〇）。一方、中流層は、たとえば商務印書館に勤務していた茅盾の場合、一九二〇年當時月給と原稿料あわせて約一〇〇〇元（元）の収入があり、結婚に一〇〇〇元を使っている（『我走過的道路』人民文學出版社 八一—一〇）一〇六、一四八、一七四頁。ちなみに魯迅が教育部の役人だつた時の月給は、三〇〇元前後である。

(25) 滋賀秀三『中國家族法の原理』（前掲注①）五五三頁。

(26) 秦玲子「宋代の皇后制からみた中國家長制」林玲子・柳田節子監修『アジア女性史——比較史の試み』（明石書店 九七—一〇）二九九頁。

(27) 滋賀秀三『中國家族法の原理』（前掲注①）四三八頁。

(28) 郭沫若「黑猫」『黑猫與塔』（三〇）『沫若文集』第六卷（人民文學出版社 五八）。引用は丸山昇譯「黑猫」『郭沫若自傳二』（平凡社 六八

一一)三五頁を使用した。

- (29) 凌叔華「八月節」《文學雜誌》一一四(三七—八)『花之寺』(上海古籍出版社 九七一—〇)一六〇—一六一頁。

- (30) 凌叔華著 傅光明譯『古韻』(業強出版社 九一九)九二頁。本品は凌叔華『Ancient Melodies』(The Hogarth Press Ltd. 1953)の中國譯である。本稿の記述は主としてこれによつた。ただし名前や號行など一部に事實と異なる部分もある。なお同書所収の「中秋節」「一件喜事」は英語でリライトされたもので、一部に原作と異なる部分がある。本稿でこの作品に言及する場合は、中國語による初出作品(注⑳及び㉑)によつた。

- (31) たとえば、郭松義「清代納妾制度」『近代中國婦女史研究』第四期(中央研究院近代史研究所 九六一—八)、Hsieh Pao-t'ua『Female Hierarchy in Customary Practice: The Status of Concubines in Seventeenth-Century China』『同』第五期(九七—八)。

- (32) 凌叔華「一件喜事」原載《大公報・文藝副刊》三六一—八九『花之寺』(前掲注㉑)。

- (33) 楊剛著 陳冠商譯「挑戰」《小說界》八七一—四、一五頁。本作品は四四から四八年にかけて《大公報》の記者としてアメリカに滞在中に英語で執筆された『The Challenge』(未發表)の中國語譯である。本稿での記述は主としてこれによつた。

- (34) 楊剛「愛香」《國聞周報》一二二四五(三五—一一一八)『楊剛文集』(前掲注㉑)二三五頁。

- (35) 楊剛「黃徵村的故事」『桓秀外傳』(文化出版社 四二)『楊剛文集』(前掲注㉑)。

- (36) 老舍「柳屯的」《東方雜誌》三一一〇(三四—五)『老舍文集』第八卷(前掲注㉑)。

- (37) 潘光旦『中國家庭問題』(新月書店 二八一—三)。二七年六月《時事

新報 學燈》紙上で行つたアンケート調査に基づく分析。引用は『潘光旦文集』第一卷(北京大學出版社 九三—九)一二五—一二六頁。この他に、二一年初め頃、浙江一帶出身の學生約一六〇名を對象に行つた善妾に關する意識調査(陳鶴琴「學生婚姻問題的研究」《東方雜誌》一八二五(二一—三—一〇)では、妾を置かないが一二一名(八一・七六パーセント)、妾を置いてもよいが一七名(二一・四九パーセント)となつており、潘光旦の調査とほぼ同じ結果を示している。妾を置くことを認める人々の多くが正妻に男子が生まれぬ場合を條件に擧げているのは、男子がいても妾を置く男性が壓倒的だつた現實を思えば、かなりの前進であらう。

- (38) 歐陽豫倩「潑婦」(二二年作)、『劇本匯刊』第一集(商務印書館 二五—三)『歐陽豫倩文集』(中國戲劇出版社 八〇—八)。

- (39) 謝冰瑩「離婚」(三六作)、『離婚』(上海光明書局 初版年不詳、四六年再版)『無題集』(趙清閣主編 上海晨光出版公司 四七一—〇)三八、五六頁。この作品を老舍「離婚」(三三)との比較で讀むと面白い。老舍の作品に登場する妻たちは夫が妾を納れようとした時、「自分の所有物」である夫が他の女に「奪われる」ことに怒りを表したが、善妾制度そのものに對する批判や疑問の言葉は彼女たちの口からは聞かれず、兩作品の女性たちの意識のあり方には大きな開きがある。